



「長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準（案）」 へのご意見を募集します

長野県では、屋外広告物行政の実効性を担保するため、法令違反が確認された屋外広告業者等に対する具体的な行政処分を明示した基準の制定を検討しています。この度、「長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準（案）」を取りまとめましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

1 募集事項

「長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準（案）」へのご意見

2 募集期間

令和5年3月23日（木）から令和5年4月21日（金）まで

3 閲覧方法

- ・下記のURLからご覧いただけます。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/happyou/public-comment.html>
- ・都市・まちづくり課、行政情報センター（県庁西庁舎1階）でもご覧いただけます。

4 ご意見の提出方法

上記ホームページに掲載している意見様式または任意様式により、次のいずれかの方法でご提出ください。

(1) 郵送

〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所記載不要です）
長野県建設部都市・まちづくり課 景観係 あて

(2) ファクシミリ

026-252-7315

(3) 電子メール

toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

※ご意見の内容を正確に把握するため、電話及び口頭での意見提出は受け付けておりませんのでご了承ください。

5 ご意見の取り扱い

- ・お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、ご意見の概要と県の考え方を一括して県のホームページで公表する予定ですので、ご了承ください。
- ・提出様式にご記入いただく個人情報、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。



©長野県アルクマ
長野県PRキャラクター「アルクマ」

治水 ONE
NAGANO

～みんなでとりくむ『流域治水』～

長野県は『流域治水』を推進しています！



Youtubeで
動画配信中！

建設部 都市・まちづくり課 景観係
（課長）高倉 明子（担当）花岡 雄太
電 話 026-235-7348（直通）
026-232-0111（代表） 内線 3365
F A X 026-252-7315
E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp